

【28用語】

【要害・ようがい】城塞、城郭、とりで。関所の周辺に設定された御用林・御留山・関所附き村を含む特別警備区域。

【先規・せんき】以前からの規則、前からのおきて、先例、前例【向後・こうご】「きょうご」「きょうこう」とも読む。今後、以後、こののち

【猶又・なおまた】「尚又」とも書く。さらに、やはりまた、それに加えて

【弥・いよいよ】ますます、いつそう、とうとう、まさしく

【28解説】

中山道の碓氷峠ふもとの横川村（現、安中市）に設置された碓氷関所は、東海道の箱根関所と並んで重要な関所（重き関所）に数えられ、主に「入り鉄砲に出女」の取り締まりが厳しかったことで知られる。しかし、江戸時代の関所は単に関所番や備え付きの武具などがあれば警備が万全であつたわけではない。その不備を補うため、関所ではそれを取り囲む山河・林などを特別警備区域（要害又は御囲い山）に定めて人々の出入りを禁じたり、周辺の村々を関所附き村とすることで、関所の取り締まり機能の一端を担わせていたのである。

本文書は、碓氷関所附き九か村の一つである碓氷郡五料村の村役人が寛延二年（一七四九）六月、碓氷関所へ宛てた要害山の取り締まり請け証文である。内容は要害山の裏通りへ他領民は一切通行させないというものである。とりわけ五料村は土塙村・上増田村と共に要害改め村といわれ、要害内に湧き出ている入之湯（いりのゆ・現在の霧積温泉）への入湯者を取り締まる役目を担っていたのである。また本文書が作成された寛延二年は、碓氷関所を管理する安中藩主が内藤氏から板倉氏へ交代した年があるので、それに合わせて改めて提出したものと思われる。